

ハイライト:

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、第2次補正予算では給付金の創設や助成金の拡充が予定されています！
- ・申告納税等の期限延長や猶予制度など柔軟な取扱いも公表されています！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
家賃支援給付金の創設と 雇用調整助成金の拡充	1 2
持続化給付金	2
申告納税等の期限延長、 猶予制度等について	2

緊急事態宣言は解除となったものの、以前の生活とはほど遠いのが現実です。感染には十分気をつけてお過ごしください。第82号では、コロナ禍で影響を受けた事業者に対する施策を取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

家賃支援給付金の創設と雇用調整助成金の拡充

5月27日に第2次補正予算案が閣議決定されました。その補正予算に織り込まれた施策の中に今回説明する家賃支援給付金と雇用調整助成金の拡充があります。国会での成立はこれからのため、内容が変更となる可能性はありますが、事前の準備のためご紹介いたします。

家賃支援給付金の創設

緊急事態宣言の延長の影響で事業の継続が困難な事業者に対し、地代・家賃の負担を軽減することを目的に創設されます。

給付対象条件	令和2年5月～12月において以下のいずれかに該当 ①いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少している ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少している
給付額	申請時の直近で支払っている月額家賃を基に算定し、6ヶ月分給付
算定方法	法人の場合、1ヶ月の上限額は100万円。 月額支払家賃の75万円に至る金額までは2/3、75万円を超える金額は1/3の給付額。月額家賃が225万円以上100万円以下は100万円となります。
計算例	月額家賃が150万円の場合 ～75万円までは2/3の給付のため50万円(75万円 × 2/3)。 ～150万円までは1/3の給付のため25万円[(150万円 - 75万円) × 1/3] 合計で1ヶ月当たり75万円の給付を6ヶ月分受給できます。

条件に合致したときにはすぐに申請ができるように、家賃の契約書、家賃の支払が証明できる資料など準備をしておくといでしょう。

雇用調整助成金の拡充

一時休業、短時間営業等を実施し、従業員の雇用維持を図る企業に対し、休業手当の一部を助成する雇用調整助成金制度が拡充されます。すでに5月19日に厚生労働省から、小規模事業者の申請方法について簡素化を図ることや休業等計画届の提出を不要とするといった手続きの簡素化は公表されていますが、それに加え助成金額の拡充が図られます。

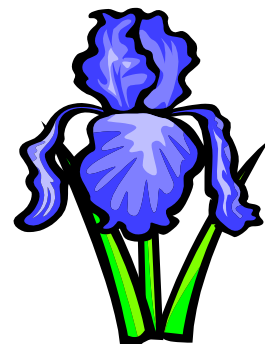
具体的には、現在1日当たりの上限が8,330円のところ15,000円に、月額では330,000円に引き上げられます。この特例適用については今年の4月から遡り、また6月末までの当初予定期限を9月末までに延長することが予定されています。

持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、1か月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者（資本金の額が10億円未満、又は常時使用する従業員の数が2,000人以下）が申請できます。法人は200万円が上限となります。対象月は令和2年1月から12月まで、申請の期限は令和3年1月15日です。給付額は以下の算式で計算します。

給付金(上限200万円) = (前年度の事業収入 - 半減した対象月の事業収入 × 12)

株式会社に限らず、一般法人、公益法人、NPO法人も申請対象となります。



ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

申告納税等の期限延長、猶予制度等について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため出勤ができないなどの影響で、期限内の申告・納税が困難であった場合に対応し、以下の柔軟な取扱いが国税庁から公表されています。

○法人の期限の個別延長

感染症の影響を受けて期日までの申告が困難である場合には、個別に申告期限延長が認められています。別途の個別の申請は不要であり、申告できる状況になった際に提出する申告書にその旨を記載します。なお納付期限は申告書の提出日となります。

(例:3月決算で、6月25日に申告書を提出する場合は納付期限も6月25日となります。)

○中間申告期限の個別延長

法人税または消費税の中間申告についても、上記の確定申告と同様に提出期限の延長が認められます。

○納税猶予の特例制度

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、一時に納税を行うことが困難な場合は、無担保かつ延滞税を受けることなく、1年間の納税猶予を受けることができます。

令和2年6月30日、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

○業績悪化を理由とした役員給与の減額

業績が悪化し、やむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情がある場合には、年度途中の減額であっても、改定前と改定後にそれぞれ定額で支給する役員給与は、定時同額給与に該当し、損金算入できます。

**税理士法人 舞
中村公認会計士事務所**

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 ウィン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル3F

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。